

# プレスリリース

## 公共建築における適正な業務報酬の算定等に関連しての要望について

(社) 日本建築士会連合会

(社) 日本建築士事務所協会連合会

(社) 日本建築家協会

現在、国では、本年末に予定される改正建築士法の施行にあわせ、同法に基づく建築士事務所の開設者が請求できる業務報酬の基準（大臣告示）の見直し作業が進められています。

一方、公共建築については国交省官庁営繕部の「官庁施設の設計業務等積算要領」が業務報酬に関連して大きな影響力を持っています。

このたび、建築設計関連3団体では、業務報酬基準の見直しにあわせて、公共建築における適正な業務報酬の算定が行われるよう、国交省官庁営繕部に対し設計業務等積算要領の改善等について、以下のとおり要望事項をまとめ、要望をしました。

### (要望事項)

#### 1. 官庁施設の設計業務等積算要領（国交省作成）の改善について

##### (1) 「依頼度」の設定の考え方の見直し

標準業務人・日数から低減できる場合を、発注者が設計図書の一部を受注者に提示し、設計図書の一部に採用した場合、あるいは発注者側の技術職員が設計業務等の一部を行う場合などに限定すること。

「依頼度」の設定は、業務報酬の安易な値切りとなるおそれがあるのでこれを避け、業務ごとに委託する業務内容と発注者がインハウスで実施する業務内容と責任範囲を予め明確に区分し、受託者に明示することとし、委託する業務内容に対応した標準人・日数からインハウスで実施する業務内容に相当する人・日数を減じて算定するものとする。

##### (2) 「図面目録に基づく算定方法」の全面的な見直し

適用の対象を、一般的な実施設計ではなく、修繕工事の設計あるいは建物現況調査等における作図業務などに限定すること。

##### (3) 「数量調書及び数量調書に基づく概算書の作成」業務を追加業務とすること

数量調書の作成は業務量の極めて多い業務であり、民間では通常標準的な業務に含まれていない業務であり、現在、業務報酬基準の見直しの中でも、標準業務でなく追加業務の方向で進められており、公共建築の設計業務等積算要領でも一般業務でなく追加業務として位置付けること。

#### 2. 他省庁及び全国の自治体の公共建築の設計業務積算要領の改善について

国交省の設計業務等積算要領は、他省庁や全国の地方自治体の多くでも参考にされ、その影響力は大きい。そのため、上記事項に係る措置について、他省庁や自治体に対し、理解を求め、情報提供をすること。